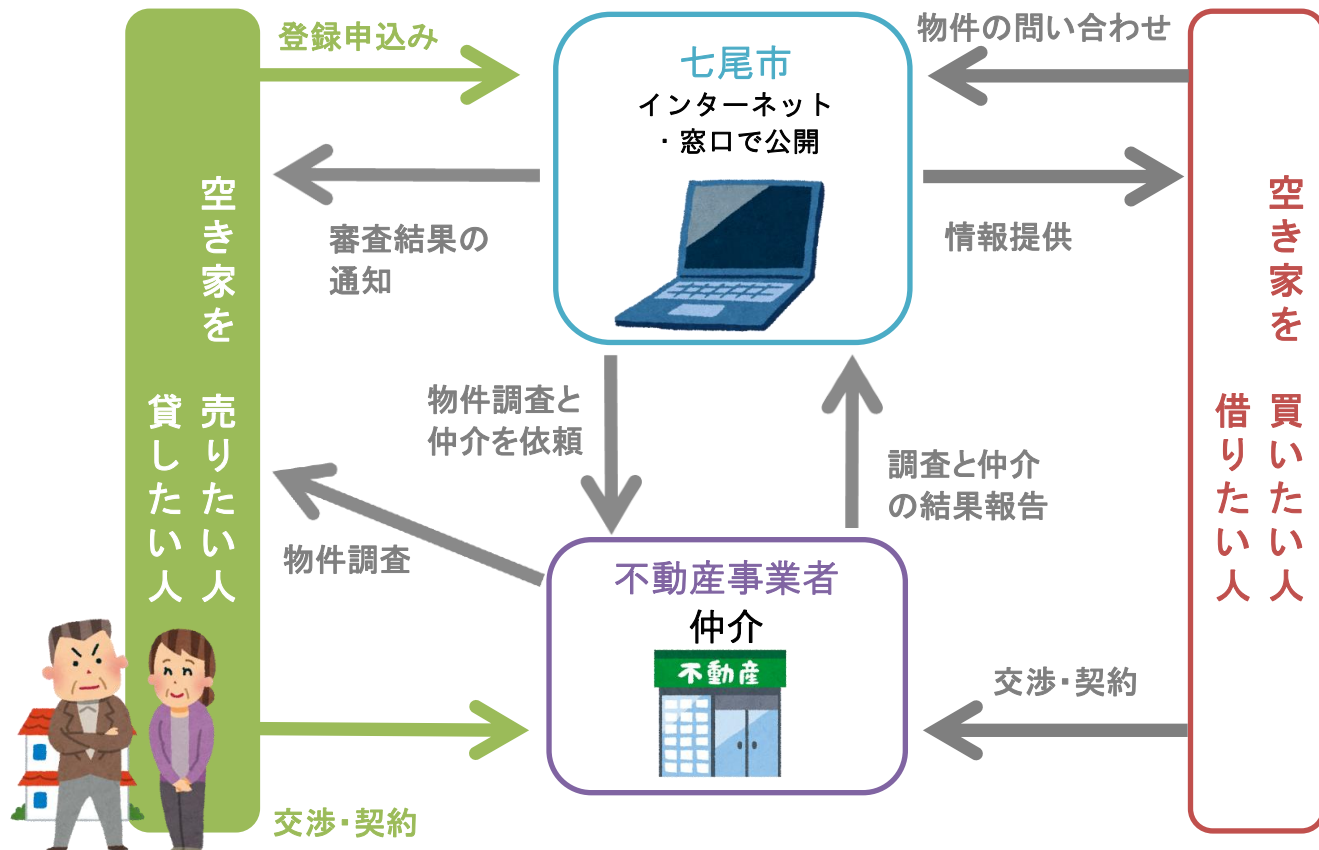


空き家バンクの概要

空き家バンクは、市内の空き家情報を集めて、利用を希望する人へ情報提供するものです。登録物件の交渉や契約は、市が指定する不動産事業者が行います。



登録できる空き家

- 現状のままか、軽微な修繕をすれば、人が住める空き家
- 個人が居住を目的として建築した一戸建て住宅で、人が住んでいないもの
(店舗、法人名義、集合住宅は登録できません)
- 専ら居住を目的とする家屋で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの
- 売買や賃貸が可能なもの
(相続登記や境界確認が必要なものは、事前に行ってください)

注意事項

- 物件調査の結果、バンクへの登録をお断りする場合があります。登録の可否は、市が指定する不動産事業者の物件調査の結果を受けて、市が判断します。
- バンク登録後は、市が指定する不動産事業者以外での仲介はできなくなります。
- 市は物件情報の紹介や連絡調整などを行います。売買や賃貸借に関する交渉、契約などの仲介行為や手続きは不動産事業者が行います。
- 所有者と利用希望者の間で直接交渉、契約はできません。
- 契約成立時には、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料がかかります。